

新型コロナウイルス感染症の影響による

国民健康保険料減免の手続きについてのご案内

① 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免申請の対象者は、裏面の通りとなります。

② 申請書類

申請書類は、「国民健康保険料 減額・免除申請書（様式第 10 号）」と「令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免簡易申告書」のほか、申請理由によって、添付書類が違いますのでご確認ください。

※申請書類は、品川区ホームページからもダウンロードできます。

（添付書類は、令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免簡易申告書に記載）

③ 申請方法

感染症拡大防止のため、減免申請は郵送によるお手続きとなります。

④ 減免対象期間

減免対象期間は、令和 3 年度分保険料となり、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの支払分）があるものとなります。

ただし、転入や社会保険離脱による新規加入の場合は、加入後から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限があるものになります。

ご注意

- ご世帯の中で令和 2 年分の収入申告がされていない方が一人でもいる場合（未成年を除く）、減免審査が行えません。未申告の方は、収入申告を終えてから減免の申請をしてください。
- 主たる生計維持者が非自発的失業の減免申請の対象と場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免申請の対象となりません。
別途、非自発的失業による減免申請が必要となります。
ただし、給与収入以外の事業収入・不動産収入・山林収入について新型コロナウイルス感染症の影響によって当該の収入が令和 2 年対比で 30 パーセント以上の減少が見込まれる場合は、対象となります。

※ 令和 3 年に減少が見込まれる収入の令和 2 年分所得が 0 円以下の場合、当該所得に対しての保険料は賦課されておりませんので、減免対象とはなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免対象者および減免割合について

対象世帯	申請書類	減免額
<p>新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が、死亡または重篤な疾病を負った世帯</p> <p>※「重篤な疾病を負った」とは、一か月以上の治療を有すると認められる場合をいいます。</p>	<p>①国民健康保険料 減額・免除申請書</p> <p>②令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免簡易申告書</p> <p>③死亡診断書または、医師による診断書</p>	全 額
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、下記①から③のすべてに該当する世帯</p> <p>① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該収入の額の30パーセント以上であること。</p> <p>② 前年の総所得金額等の合計額が、1,000万円以下であること。</p> <p>③ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>①国民健康保険料 減額・免除申請書</p> <p>②令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免簡易申告書</p> <p>③令和3年中の収入がわかるものの写し（源泉徴収票、確定申告書、売上台帳、帳簿等）</p> <p>※④<u>事業所廃止、解雇の場合は</u>、下記の書類も必要です。 <u>事業所廃止の場合は、廃業届</u> <u>解雇の場合は、雇用保険受給資格者証</u> <u>ただし、雇用保険のご請求をされていない場合は、退職証明書、離職票、退職時の源泉徴収票などでも可とします。</u></p>	<p>$(A \times B / C) \times D$</p> <p>A：世帯全員の算定保険料額</p> <p>B：減少が見込まれる事業収入等に係る前年所得額</p> <p>C：世帯全員の前年の合計所得金額</p> <p>D：減免割合</p> <p>下表【減免額の割合】のとおり</p>

【減免額の割合】

前年（2020年）の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	10分の10(※1)
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※1 10分の10とは、全額免除となるものではありません。

(例) 主たる生計維持者の前年の合計所得が300万円(他の所得なし)であって「10分の10」が適用されても、世帯内の別の国保加入者が120万円の前年所得があった場合の二人世帯の保険料が422,600円(概算)とすると、

$(A \times B / C) \times D$ は、 $(422,600 \text{円} \times 3,000,000 / 4,200,000) \times (10 \text{分の} 10)$ となるため、減免額は、301,857円となり、減免後の保険料額は120,743円となります。